

受験及び受講資格表

申請者別	※1 修了科名	実務経験							申請者別	修了科名	実務経験						
		1級	2級		3級	特殊		1級			2級		3級	特殊			
		大型 小型 二輪	ガソリン ジーゼル 二輪	※2 シャシ	シャシ	ガソリン ジーゼル 二輪	車体 ・ タイヤ	電装			大型 小型 二輪	ガソリン ジーゼル 二輪	※2 シャシ	シャシ	ガソリン ジーゼル 二輪	車体 ・ タイヤ	電装
① 中学校卒業	/		3級合格後3年以上	3級・特殊合格後2年以上	1年以上	1年以上	2年以上	2年以上	⑦ 2年以上、2,800時間以上の旧公共職業訓練校又は職業訓練短期大学修了者	自動車整備科	3級合格後1年以上 2級シャシ合格後6ヶ月以上	3級・特殊合格後1年以上	0	0	1年6ヶ月以上	1年6ヶ月以上	
② 高等学校卒業	下記以外の学科修了者		3級合格後3年以上	3級・特殊合格後2年以上	1年以上	1年以上	2年以上	2年以上	⑧ 1年以上、1,400時間以上の旧公共職業訓練校又は職業訓練短期大学修了者	自動車に関する学科修了者	※7 2級(2級シャシを除く)合格後3年以上	3級合格後2年以上	3級・特殊合格後1年6ヶ月以上	0	0	2年以上	2年以上
	機械に関する学科修了者		3級合格後2年以上	3級・特殊合格後1年6ヶ月以上	6ヶ月以上	6ヶ月以上	2年以上	2年以上	⑨ 6ヶ月以上、800時間以上の旧公共職業訓練校	自動車に関する学科修了者		3級合格後2年以上	3級・特殊合格後1年6ヶ月以上	6ヶ月以上	6ヶ月以上	2年以上	2年以上
	自動車に関する学科修了者		3級合格後2年以上	3級・特殊合格後1年6ヶ月以上	0	0	2年以上	2年以上	⑩ 職業能力開発総合大学校	産業機械工学科		0	0	0	0	1年以上	1年以上
③ 高等専門学校卒業	機械に関する学科修了者	※7 2級(2級シャシを除く)合格後3年以上	3級合格後1年6ヶ月以上	3級・特殊合格後1年以上	6ヶ月以上	6ヶ月以上	1年6ヶ月以上	1年6ヶ月以上	⑪ 職業訓練指導員試験合格者	自動車整備科	2年以上	3級・特殊合格後1年6ヶ月以上	6ヶ月以上	6ヶ月以上	1年6ヶ月以上	1年6ヶ月以上	
			2級シャシ合格後6ヶ月以上								車体整備科	3級合格後3年以上	3級・特殊合格後2年以上	1年以上	1年以上	※3 1年以上	2年以上
④ 大学卒業	下記以外の学科修了者		3級合格後3年以上	3級・特殊合格後2年以上	1年以上	1年以上	2年以上	2年以上	⑫ 技能者養成指導員検定合格者	内燃自動車工	2年以上	3級・特殊合格後1年6ヶ月以上	6ヶ月以上	6ヶ月以上	1年6ヶ月以上	1年6ヶ月以上	
	機械に関する学科修了者		3級合格後1年6ヶ月以上 2級シャシ合格後6ヶ月以上	3級・特殊合格後1年以上	6ヶ月以上	6ヶ月以上	1年6ヶ月以上	1年6ヶ月以上		既に合格した整備士の種類							
	自動車に関する学科修了者		3級合格後2年以上	3級・特殊合格後1年6ヶ月以上	0	0	2年以上	2年以上		特殊整備士(車体・タイヤ)合格者	/	/	2年以上	0	※6 0	/	/
⑤ 認定大学卒業	2級課程修了者		0	0	0	0	※4 1年以上	※4 1年以上			/	/	/	/	※5 0	/	/
⑥ 一種養成施設修了者	1級課程修了者	※7 0	0	0	0	0	/	/			/	/	/	/	/	/	/
	2級課程修了者	※7 2級(2級シャシを除く)合格後3年以上	0	0	0	0	※4 1年以上	※4 1年以上			/	/	/	/	/	/	/
	3級課程修了者		3級合格後2年以上	3級・特殊合格後1年6ヶ月以上	0	0	2年以上	2年以上	2級自動車シャシ整備士	/	1年以上	/	/	/	/	2年以上	2年以上

※1: 自動車電気装置整備士の希望者は修了科名の機械を電気に置き換える。
 ※2: 実務経験欄(2級自動車シャシ)の特殊とは、車体・タイヤ整備士とする。
 ※3: 自動車タイヤ整備士の希望者は2年以上とする。
 ※4: 特殊課程修了者は実務経験を0年とする。

※5: 3級ガソリン又は3級ジーゼルのみに限り、0年とする。
 ※6: 3級シャシに限り、0年とする。
 ※7: 1級小型・大型課程の受講資格という実務経験の2級は、2級二輪・シャシを除く種目とする。
 又、1級二輪課程の受講資格という実務経験の2級は、2級二輪のみです。

<p>”1級小型口述試験のみ”を受験するには、 右の年月日の同科目の筆記試験に合格していること。 ※括弧内は合格年月日</p>	<p>・令和2年3月22日(令和2年4月7日) ・令和3年3月21日(令和3年4月6日) (※口述試験合格者を除く)</p>
<p>”1級小型実技試験のみ”を受験するには、 右の年月日の同科目の口述試験に合格していること。 ※括弧内は合格年月日</p>	<p>・令和2年8月23日(令和2年9月8日) ・令和3年5月9日(令和3年5月25日)</p>